

## 2. 第1回まちづくり市民講座・政策調査研究会

月日/会場 04年9月11日(土) 総合会館 7階第1研修室

四日市周辺の海辺視察 いなば で、吉崎海岸～コンビナート～高松海岸視察

講演(宮本憲一氏)

「都市アメニティと海辺空間の再生」

講演(上野達彦氏/三重大学副学長)

「三重大学の四日市学の取組みについて」

報告(遠藤宏一氏/南山大学教授)

「政策調査研究会の今後の研究課題と進め方について」

## 1) 講演(宮本憲一氏) 都市アメニティと海辺空間の再生

### 1. 国際水都会議(1991年、ヴェニス)のマンモス型開発批判

カリフォルニア大学ベンダー教授は「都市はいずこで海岸と出会うや」という報告で、日本や NYC のようなマンモス型開発を批判し、それにたいしてエスキモ犬型開発の例として海浜近隣住区 = 親水都市のサンフランシスコのミッション・ベイの開発を提唱した。この会議の議長の一人であった私はこれを『都市をどう生きるかーアメニティへの招待』(小学館ライブラリー)などで紹介し、政策転換をもとめたが、いまだに基本的な転換は起こっていない。

### 2. イタリアのガラッソ法(景観保全法、1985年)と臨海部の再生

海岸・島嶼の300メートル以内の開発の禁止・景観保全

自然再生と産業公・災害リスクの制御のラヴェンナ市石油コンビナート再生

製鉄所・石油コンビナート衰退にともない観光・文化(科学館・劇場)教育研究施設・住宅・公園・交通機関をセットにした再生計画をたてたナポリ市

### 3. EUのUrban Regeneration(2003)

この研究では主として素材供給型工業と古い港湾施設の都市の再生が検討されている。

しかしすでに1970年代から、ヨーロッパやアメリカでは臨海部の再生が始まっており、ボストン、サンフランシスコ、ニューヨークでは、大規模な産業構造の転換、商業・住宅施設をふくむ都市改造に成功している。

日本でも1980年代以降、小樽や長崎などで景観保全とあわせて再生事業がすすんでいる。

4. 市民のアメニティ観の確立と海とのつき合いの回復、都市の主人公としての活動がもためられる。

#### (参考文献)

Chris Couch and Others eds., Urban Regeneration, 2003

宮本憲一『都市をどう生きるか』(小学館ライブラリー、1995年)

同『環境経済学』(岩波書店、1989年)

同『都市政策の思想と現実』(有斐閣、1999年)

2) 講演(上野達彦氏/三重大学副学長) 三重大学の四日市学の取組みについて

(省略)

3) 報告(遠藤宏一氏/南山大学教授) 政策調査研究会の今後の研究課題と進め方について

はじめに

今年7月31日、四日市で四日市再生「公害市民塾」、四日市市職労、中部の環境を考える会、四日市大学有志らの地元諸団体・個人と日本環境会議(環境再生政策研究会)等で主催する「四日市環境再生まちづくりシンポジウム」が開催され、そこで「四日市環境再生まちづくり検討委員会(代表:宮本憲一大阪市立大学名誉教授)」の正式発足が決められた(以下「検討委員会」と略称する)。この「検討委員会」は、主として日本環境会議会員や地元の大学その他での広い意味で環境問題・政策の研究に関心を持つ者で組織される「政策調査研究会」(四日市の環境再生・まちづくりにかんする調査・研究の推進組織)と、そうした調査研究と連動・並行しつつも、独自に地元の行政や住民運動組織・公務労働者組織のネットワークによる環境再生まちづくり政策の主体形成を課題とする「まちづくり市民会議」(現地事務局を構成して「まちづくり市民講座」の運営にあたる)の二つの組織を包括し、さらには全国各地で「環境再生」の調査研究に取り組む日本環境会議会員研究者等からなる「アドヴァイザリー委員」を擁するものとして編成されている。そして、今後およそ2カ年間を目途に、シンポジウムや市民講座、実地調査・研究と公開研究会の開催等の系統的な活動を続け、最終的に四日市の環境再生まちづくりプランを構想・提言することを目的にしている。そこで以下、この「検討委員会」の発足の経緯・背景と課題、そしてとくに「政策調査研究会」の研究課題を概括しておきたい。

1. 「四日市問題」と地域開発研究・検証の遅れ - 「検討委員会」発足の経緯 -

1972年7月、被害者原告の全面勝訴となった四日市公害判決は、因果関係についての疫学の採用、共同不法行為の認定、さらには立地上・操業上の過失を認めた点で歴史的意義をもつものであった。とくに立地上・操業上の過失の認定は、コンビナート企業の立地と操業に根本的な転換を迫り、同時に国と自治体の責任をも問うたという点で、「四日市型開発」(=拠点開発方式)といわれた戦後日本の地域開発全体が裁かれ、さらには戦後日本の高度成長そのものが裁かれたと言われた。そしてこの訴訟と判決を契機にして、大気汚染等の公害問題に対する本格的な対策が始まった。

その意味で、「四日市問題」は戦後日本の公害問題の原点であるが、自ら四日市公害訴訟の原告側証人のトップバッターとして共同不法行為や「四日市型開発」の誤りを証言した宮本憲一氏は、判決直後に出された自著で「判決と現実のギャップをどうするのか」と問

い、自治体等の行政責任として、公害被害の全容の調査と、その完全な後始末をすること、とくに被害者の「即時無条件全面救済」が緊急になされること、地域開発政策が転換されること、という二つの課題を提起されていた（注1）。

しかし、その後の経緯では、四日市コンビナートの建設過程と公害問題・被害そのものについては幾多の研究や報告書がだされたが、単に公害問題にとどまらず、開発に伴う財政効果や都市構造の歪み等も含めて、地域の経済社会全体に与えた効果や影響について総合的に解明する課題への共同の取り組みは、基本的に手つかずのままであった（注2）。

その後、判決から20周年を迎えた1992年、丁度この年に開催された国連の地球環境サミットの直後に「環境と開発/日本とアジアの現実から」をテーマにした第12回日本環境会議四日市大会が開催され、この会議に向けて組織された「四日市プロジェクトチーム」（公害問題にかかわってきた住民や弁護士、私も含む地元研究者らで組織）が、改めて判決後の地域政策の展開について若干の共同調査を行い、その報告と総括の上で、以下の6点を「都市再生の『四日市方式』をめざして、その提言」として提起し（注3）、その趣旨は「日本環境会議四日市宣言」でも確認された（注4）。

改めて行政のイニシアチブと責任において「四日市石油化学コンビナート」開発の総合的・歴史的総括を行うこと。

以上の総括のもとに、「三重ハイテクプラネット21」構想について、環境、経済・社会、文化、アメニティ等にかかわる総合的なアセスメントを行って見直しを行い、過去に失われた海と海岸の自然環境を取り戻し、また自動車排ガス問題も含めて大気汚染の一層の改善と都市構造の歪みをただすための「四日市再生構想」を策定すること。

多くの環境保護団体はネットワーク化し、研究者、弁護士、技術者等の専門化との連携を強化して、環境保全とまちづくりの構想作成能力を向上させること。

市民・住民の力を結集して、地球と伊勢湾・三重県の環境を保全するための行動指針「三重県アジェンダ21」（仮）を策定すること。

「四日市型開発」の失敗と「四日市公害」の歴史的事実と教訓を、四日市の未来を担う子供達に「環境教育」を通して正しく伝承すること。

今なお四日市コンビナート立地企業がアジアで公害を発生させているという事実を厳しく批判し、同時に、アジアの人々には単に今の公害防止技術を伝えるというにとどまらず、防止技術を発展させて公害防止・環境保全を達成させる力となったのは、結局、世論の力のもとで司法（公害裁判）や地方自治のあり方にあったという、四日市公害問題の経験と教訓を正しく伝えること。

しかし結局この提起も、その後の行政や地元での本格的な取り組みには結実しなかった。その後、四日市訴訟の勝訴判決の30周年を迎えた2002年7月に開催された＜四日市公害から何を学び引き継ぐか - 四日市公害判決30周年に語り合うつどい - >の集会において、基調講演にたった寺西俊一氏（日本環境会議事務局長）が、日本環境会議が2001年から

発足させた新たな調査研究プロジェクト「環境再生研究会」の取り組みを踏まえて、改めて四日市においても、被害者等の住民運動をもう一回り大きくして、「環境再生」とまちづくりのための取り組みの必要性・緊急性を強調した。そして、この提起を重く受けとめた地元の四日市市職員労働組合と公害市民塾が中心となり、今年になって正式に日本環境会議・環境再生政策研究会の協力を要請し、両者の緊密な連携と協力のもとで、「四日市問題」の本格的な過去・現在・未来の学際的な共同調査研究をすすめ、その教訓のうえに立って四日市の環境再生再生まちづくりプランを構想・提言することを目的とする組織を立ち上げることが決められたのである。その意味で、今後、冒頭に述べた「検討委員会」を構成する「政策調査研究会」と「まちづくり市民会議」は、車の両輪として活動することになるが、以下、そのための前提になる具体実証的な調査研究の課題をあげておこう。

## 2. 「四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会・政策調査研究会」の研究課題

第1に、政策調査研究会の総合課題の一つとして、四日市コンビナート開発の「社会的損失」の全体像（「環境被害のピラミッド構造」に即して）の解明がまず前提に据えられねばならない。それらは具体的には、公害被害者の被害の全容、その「生活史」調査と現在の「生活ニーズ」の調査、自然資源（海岸や海等）・環境の破壊、地場産業の衰退・変貌、コンビナート災害問題や都市構造の歪み（＝社会資本の浪費・非効率等も含め）、地域社会・文化、景観・歴史的街並みの変貌、等々の項目にわたるが、なかでもの被害者調査は緊急性を要するであろう。

もう一つは、それとメダルの表裏をなすが、「地域経済の発展指標」の開発と、そのための過去と現在の四日市の「市民的資産（福祉の元本）」のリストアップが課題であろう。

さて、以下は各部会を構成して調査研究にあたることになるであろうが、第2には、四日市石油化学コンビナートと地域経済構造の解明であり、とくに石油化学産業・企業のグローバル戦略と立地動向（四日市石油化学コンビナートの再編とその行方、立地各社の経営戦略と立地動向）、四日市地域の「地域経済構造（＝地域内経済循環）」の実証分析の課題である。ここでは産業構造の転換や工場の海外展開・グローバル化のもとで、石油化学コンビナートの老朽化や終焉の時代が来るのか、あるいは現在の石油化学コンビナートと後背地立地企業・産業（＝「三重ハイテクプラネット21」による立地企業等）の産業連関構造は形成されているのか、さらに伊勢湾岸部という広域的にみた場合、四日市・鈴鹿地区 - 名古屋南部臨海工業地帯（鉄鋼、石油・電力コンビナート） - 豊田・西三河内陸工業地区（自動車産業地帯）とつなぐ「環伊勢湾岸部」地域経済の循環構造（＝自動車産業・「企業城下町・圏」）の析出の課題を視野におかねばならない。さらに、現在進行中の問題として、臨海部政策の展開状況の把握とその課題の分析である。目下、四日市地区では、小泉「構造改革」の一環である構造改革特区「技術集積活用型産業再生特区」（四日市・鈴鹿）が始動しており、今後さらに「四日市市臨海部工業地帯再生プログラム検討会」（企業14社と行政の組織）や「地域再生特区協働プロジェクトグループ」の設置と戦略

的プランづくり行われるという。こうした具体的な動向をリアルに把握しつつ、一方で、環境再生と臨海部再編・地域産業政策の行方と展望（埋立事業のストップ、臨海部遊休地の実態把握と活用の展望）のオールタナティブの提言が必要になるかもしれない。

なお、今後のまちづくりプランのためには、コンビナート問題とは相対的に独自の課題かもしれないが、四日市の商店街活性化問題や、後背地農山村と臨海部の経済循環・環境循環の分析もいる。

第3に、四日市・北伊勢地区（名古屋大都市圏）の交通体系・交通問題であり、交通体系と物流等の実態分析、交通問題（排ガス、渋滞等）の実態と背景・原因の調査研究の上で、交通需要管理・まちづくりと交通体系改革プランの提言が求められるであろう。

第4は、「公害疎開」と都市構造の歪みの実態（市街化区域の変化等）土地利用計画、都市計画の沿革と課題や工業化・都市構造変化とアメニティの衰頹を解明し、その再生への課題と提言を行うことである。

第5には、環境再生事業と防災対策への提言である。具体的には、四日市・三重県等の公害・環境行政の推移とその意義と問題点の教訓化、さらに今後の環境行政の提言（ex：地方環境税のあり方等）石油化学コンビナートの公害被害（とくにストック公害としての土壌汚染）の実態と対策への提言（含：PPP・公的負担の行財政のあり方等も）またストック公害という問題では、四日市地区でも、今日大きくクローズアップされている一般・産廃棄物等の処理・廃棄の問題についての検討、伊勢湾の汚染問題の現状・対策、またさらに、防災問題は東海地震等の震災・津波問題一般にとどまらず、具体的なコンビナート災害対策（道路・生活空間に近接して張りめぐらされている石油化学のパイプライン網）や、緑化・緑地帯プランなどを含めた都市構造改革への提言、等である。

第6に、公害経験の教訓をいかに語りつくすかという課題である。とくにそれらは、地域における環境教育（「四日市公害」問題・四日市開発問題の史的資料の集積と公開、市が開設した資料館のハード・ソフトのあり方等も含め）をどのようにすすめるか、アジアなど開発途上国への情報発信のあり方（ICETTの意義と役割の検証なども含め）の問題であるが、とくに四日市では教訓を語りつくす（「学校）環境教育」のあり方が、80年代半ば以降後退していることが現場の教師達から指摘されており、その実態と改善への提言はとくに重視される必要がある。

第7は、環境再生・まちづくりの行財政問題と改革課題である。各地の先行している環境再生まちづくり政策の研究では、自治体行財政の調査研究が十分位置づけられていないきらいがあるが、四日市の場合は政策の物質的基礎をなす財政問題は不可欠の課題であり、それらは石油化学コンビナートと自治体税財政（三重県・四日市の財政バランスシート）

1980年代後半以降からの地域（開発）政策の行財政問題（「三重ハイテクプラネット21」の展開、「産業再生特区」の税財政問題など）、「地域総合計画」、財政危機・行財政改革とまちづくり行財政、市町村合併・地方制度の変化と環境再生・まちづくり事業等の調査研究が重要な項目である。とくに当面する楠町との合併で「中核市」移行が、タイムス

ケジュールに乗っており、こうした地方制度再編と三重県等からの事務事業移管を視野においたまちづくり構想の意義と課題の解明が必要である。また、環境再生・まちづくりにおける行政と住民・企業の協働のあり方という問題では、目下、三重県では「新しい時代の公」のあり方の検討がすすめられており、従ってこうした動きとの関わりも含め四日市のまちづくりへの具体提言も求められている。

そして最後、第8の課題は、「地域コミュニティ」の再生と協働・住民参加のあり方の検討である。まず一つは歴史的に、公害被害・救済過程と「企業城下町」の変容についての解明が必要であろう。具体的には、自治体主導の公害被害者救済・環境対策の経緯、その意義と限界の教訓化、コンビナート立地企業の「地方自治（・行政参加）」への参加の現実と町内会・自治会の機能、「企業城下町」のもとでの公害被害者（その労働と生活）が置かれてきた状況の分析、等々である。そして二つには、公害被害者の生活ニーズとまちづくりの課題・役割、三つには新たな環境再生・まちづくりの協働のネットワークの課題と展望を示すことである。

さて以上は、極めて包括的に思いつく限り目一杯の調査研究課題を列挙したものであり、そのすべてで十分な達成ができるとは限らないが、今後2年間の活動のなかでさらに多くのメンバー補充と住民の方々の参画を得て、実効性のある成果と提言ができればと思う。

（注）

1) 宮本憲一『地域開発はこれでよいか』岩波新書、1973)

2) なお個人的にこうした課題に取り組んだものとしては以下を参照。

「特集＝コンビナート総点検」、『公害研究』VOL.9 NO. 3 / Winter,1980 (遠藤宏一「転機に立つ四日市コンビナート」、遠藤宏一「石油化学コンビナートと地域社会」『日本福祉大学研究紀要』第42号、1980(後に拙著『地域開発の財政学』大月書店に収録) 遠藤宏一「重化学工業化と伊勢湾岸部開発」(上)(下)、大阪市立大学経営学会『経営研究』第45巻第1号(1994年5月)、第45巻第2号(1994年7月)所収(後に拙著『現代地域政策論』大月書店に再構成して収録)

なお、ごく直近に、『四日市市史 第19巻通史編 現代』2001年7月(他に、第14巻・第15巻、史料編 現代、第20巻年表・索引編)の刊行され、こうした課題に取り組む史・資料もそろってきている。

3) 第12回日本環境会議：第1セッション(全体会)〈四日市とアジアを結ぶ課題〉での遠藤宏一・松葉謙三「判決後の四日市コンビナートと地域政策」(1992年7月)の報告4)「四日市宣言」は、『環境と公害』Vol.22,NO.2,1992 参照。

5) 本原稿は、遠藤宏一(2005)『四日市環境再生まちづくり検討委員会』がめざすもの、『環境と公害』34巻3号, pp. 29-32より転載。

### 3. 第2回まちづくり市民講座・政策調査研究会

月日/会場 04年11月20日(土) 本町プラザ 1階ホール

講演(北島義信氏/四日市大学教授)

「数百年の歴史を持つ四日市の地域共同体とその再生」

講演(岡田知弘氏/京都大学教授)

「四日市の都市形成史とコンビナート・公害」

ミニ報告(山岸聡氏/介護・高齢福祉課)

ミニ報告(柳川平和氏/「高松干潟を守ろう会」代表)

月日/会場 05年1月22日(土) 川越町総合体育館、高松干潟、朝明川流域

「霞4号幹線」の横断計画がある高松干潟と、  
その上流の朝明川流域の自然環境の現状を知る視察会

1) 講演(北島義信氏/四日市大学教授) 数百年の歴史を持つ四日市の地域共同体とその再生

## 数百年の歴史を持つ四日市の地域共同体とその再生

第2回 まちづくり市民講座(於本町プラザ、2004年11月20日土曜日)  
真宗高田派正泉寺住職・四日市大学環境情報学部教授 北島義信(かじま・よしひ)

### I、マンション建設反対運動から学んだもの

#### (1) 【高層マンション建設反対の理由】

##### ①地域景観破壊

マンション(「スベリア富田」)建設予定地周辺には、500年前に創設された由緒ある真宗高田派寺院正泉寺、日本武尊伝説にゆかりがあり、「鯨船」神事で夏祭りには多くの人々が集まる鳥出神社、永平寺直末寺曹洞宗長興寺、がある。また、この地域は、戦争の被害にもあっていない地域で、人々は移動することなくその地で昔ながらの暮らをしていて全員が顔見知りである。(かつて、宮町通りを20幅メートルの道路に広げて、正泉寺の手前から高架にし、国道1号線を乗り越えて、23号線につなぐという計画の説明会では、「寺や、宮さんを見下ろすことは絶対許さん」という住民の怒りの発言があった)。

##### ②住民無視の「都市計画」

マンション建設予定地は、計画決定された「20メートル道路」の隣接地であるため、住民無視の「20メートル道路」が着工された場合、マンション近隣住民は「行き場所」を失ってしまうことになる。何百年も同じ場所で暮らしてきた人々にとって、大きな移動の強制は人と人との文化的・生活的結びつきを断つため、それは死を意味する。またこの地域は、自転車一台しか通れない細い路地が無数に繋がっていて、歩行者・老人にとっては、いくら立ち話をしても危険性はない。2000年3月に、ドイツのミュンスター大学での「欧州黒人研究学会」に出席した時、ミュンスター市の入り組んだ細い路地、その先にある教会のたたずまいを見て、富田との類似性を感じた。また、今年6月ソマリア出身のニューヨーク市立大学教授アリ・ジマール・アハメッド教授が正泉寺に来られた時、富田の路地を見て、また途中、私が何度も老人と立ち話しをするのをみて、「まったく、街のたたずまいが私の故郷ソマリアのモガデシオそっくりです」と言われたのを、思い出す。このような地域の「区画整理」が提示されるや、地域住民の猛反対を受けてつぶれてしまったのも当然である。

##### ③「マンション」は適切な他地域へ移動すべきである。

マンション建設による地域の環境破壊、計画決定道路問題、「区画整理」問題等は、過去の遺産を継承し地域住民に暮らしやすい、人間的文化的な「まちづくり」をいかに行うかをわれわれに問いかけるものである。そのためには、まず「マンション」を適切な場所に移動させ、現在の場所を将来の計画(例えば、公園など)に対応できるものにすべきである。建設予定の建物は、他とへば、四日市が取得している「旧国鉄富田駅貨物引き込み線」への移動も可能である。この場所は、周辺にほとんど住宅はなく、交通の便もよく、景観破壊の問題もないと思われる。

(2) 【運動展開と経過】

- (a) 「マンション建設反対とマンション移転への取り組み」を第一に掲げ、それが不可能な場合のみ、「マンション建設」改善を提起するという方針。
- (b) この問題については、「近隣地域住民組織」・「マンション建設会社」・四日市市当局（主として建築指導課）の三者での協議を機軸とし、合意形成を行う。
- (c) 「マンション建設場所移転」が不可能となった時点で、「マンション建設」改善に向けて近隣地域住民の10項目の要求実現の話し合いを、正泉寺本堂を会場にして行った。この際、四日市市建築指導課は、勤務時間外にもかかわらず常に出席をしてくれた。
- (d) 「10項目の要求」は、基本線において「マンション建設会社」と合意し、合意文書が作成された。「マンション建設会社」は、1年に渡る話し合いのなかで、住民の地域に対する愛着を理解し「法律上違反していないのだから、マンション建設は当然」という考えを反省し、今後は、この「10項目要求」を他の地域でのマンション建設のおりには、住民に提起させて欲しいという申し出があった。

(3) 【マンション建設反対運動から学んだもの】

- (a) 運動の基盤は民主主義であり、地域住民にその民主主義が根づいていること。その民主主義は、長い地域共同体の歴史のなかで、「祭り」・「冠婚葬祭」・などの地域行事の中で鍛え上げられたものである。長い話し合いをへて、結論・合意点を形成する忍耐力が集団的に形成されている。
- (b) 地域住民とマンション建設会社の話し合いを持つことを可能にしてくれたのが、建築指導課であった。さらに、その後も地域住民・マンション建設会社の話し合いには常に参加してくれたことの意義は大きい。このような支援がなければ、運動は形成されなかったかもしれない。この点については、「行政」が客観的な立場にたって住民をサポートしてくれた。同時にまた、地域住民と「行政」の関係は、「敵対」ではなく「緊張」関係であるべきである。
- (c) また「マンション建設会社」も誠実に、長期にわたる話し合いに応じたこと、問題解決のために努力したことも、評価できる点である。
- (d) この種の問題は、地域住民の「実存的怒り」が常にあるため、こじれると話し合いの継続は容易でなくなる。最初は話し合いの場を「地区市民センター」に固定していたがのちに、正泉寺本堂で行うことにした。その結果、普通「業者側」が座る「正面」の位置は本尊阿弥陀仏に尻を向けることになるため、「業者」は向かって左に座り、地域住民は右（親鸞聖人の側）、建築指導課は下座に座ることになった。本堂という空間は不思議なもので人間に「誠実であろう」とする努力が内から沸き上がるものである。これが問題解決の一助になった。
- (e) 住民には地域共同体を守ろうとする強い愛着と執念がある。それは、自分が「生まれて生活して死んで行く」場所、「その人になる場所」が地域共同体以外にないからである。（この運動が終わってから、「ご院さんも、富田の人になったな」と言われたことが印象に残っている）。

## II、地域共同体の紐帯としての浄土真宗

(1) 中世の近畿・東海・北陸地域における惣村（村落自治共同体）や真宗寺内町（大和今井町に見られる武装自治都市）における「自治政治組織と真宗講組織や真宗寺院の連帯」→横の連帯

(2) 浄土真宗における「談合」と民主主義

㊤「前々住上人（蓮如）御法談（お説教）以後、四五人の御兄弟（蓮如の子供たち）へ仰せられ候ふ。四五人の衆寄合ひ（お説教を聴きに集まること）談合（話し合い）せよ、かならず五人は五人ながら意巧（いせう、都合のいいように）きくものあひだ、よくよく談合すべきのよし仰せられ候ふ」（『蓮如上人御一代聞書（末）』、浄土真宗聖典、1270p.）。

㊦「仏法談合のとき物を申さぬは、信のなきゆゑなり。わが心にたくみ案じて（うまく思案し考えて）申すべきやうに思へり、よそなる物をたづねいだすやうなり。心にうれしきことはそのままなるものなり、寒なれば寒、熱なれば熱と、そのまま心のとほりをいふなり。仏法の座敷にて物を申さぬことは、不信のゆゑなり。……細々（たひび）同行に寄合ひ讃嘆申さば、油断はあるまじきのよしに候ふ」（1296-97pp.）。

㊧「『愚者三人に智者一人』とて、何事も談合すれば面白きことあるぞと前々住上人（蓮如）御申し候ふ。これまた仏法がたにはいよいよ肝要の御金言なり」（1311p.）。

(3) 蓮如における「仏法領」の意味

「文明第七年（1475年）初夏上旬のころ、幸子坊大津のていたらく、まことにもて正体なきあいた、くわしくあひたつぬるところに、この文を所望のあいた、これをかきおはりぬ。みなみなこの文をみるへし。それ当流といふは、仏法領なり。仏法力をもて、ほしいままに、世間を本として、仏法のかたは、きはめて粗略なること、もつてのほか、あさましき次第なり。よくよくこれを思案すへき事ともなり」（『真宗史料集成』第2巻、209p.）。

「仏法領」：世俗的方法によらない信心者の集団の世界。現実の政治体制を「絶対化」せず、世俗的世界に暮らしつつ、それを越えようとする主体的人々の集団の世界。

(4) 蓮如の「仏法領」と親鸞の思想の関係

㊤親鸞における「現生正定聚」：他力の信心を得たものは、現世において「往生」をえるという思想。往生とは、親鸞においては、信心を得た時「古き自己中心的自己」は命をおえ、「新たな主体的自己」が誕生することを意味する。⇒蓮如の「一念発起平生業成」と同じ。

㊦国家権力の相対化：「出家の人の法は、国王に向かひて礼拝せず、父母に向かひて礼拝せず六親に務へず、鬼神を礼せず」。（『教行信証』化身土巻）。

㊧平等主義：「ただ廻心して多く念仏せしむれば、よく瓦礫をして変じて金となさんがごとくせしむ」（『唯信鈔文意』）。瓦礫=いづれのごとく好む、庶民、「漁師・獵師、商人」。

㊨精神的世界と社会的世界の非分離：「わが身の往生一定とおぼしめさんひとは、仏の御恩をおぼしめさんに、御報恩のために御念仏こころにいれて申して、世の中安穩なれ、仏法ひろまれとおぼしめすべしとぞ、おぼえ候ふ」（『親鸞聖人御消息』25、784p.）→信心の社会性

### Ⅲ、過去から学ぶ地域共同体再生の視点

- (1) 地域に根ざした共同体の（再）形成は、国家の直接的個人支配が強化されている近代以降とりわけ重要である。農村であれ、都市であれ共同体には精神的紐帯が必要であること、そして浄土真宗がその役割を果たしたことを歴史は明らかにしている。
- (2) 三重県北部（三重郡・四日市市）は、形骸化しているとはいえ、浄土真宗寺院数は、全仏教寺院の75%（152/202）を占めており、生活の中に溶け込んでいる。真宗寺院が重要な問題を決定する時に開かれる「総寄（惣寄）」（全門徒出席のもと審議決定する門徒総会）、通常開かれる世話方会議などには民主主義が貫かれている事をよく知っている。地域共同体に問題が生じた時でも会議を開き議論する事をいとわないスタイルも、住民は基本的に身につけている。
- (3) 「高度成長期」以後に人工的に作り出された「団地」が、30年を経て「過疎化」・「解体」に向かいつつある事例も存在している。丘を切り開いて作った「団地」には、ほとんど共通に伝統的仏教寺院・社（子供たちが境内で三角ベースで野球をやったり、スズメを取りに本堂屋根に上って「ご院さん」にこっぴどく叱られた思い出のある寺院）は存在せず、またそれにかわる地域に根ざした精神的紐帯（世俗にありつつ世俗を越えるもの）も存在しない。むしろ、それらのものを拒否することに特長点があったといえる。そのような地域に、「老人－大人－子供」の受け継ぐ文化は育ち得ないし、そのような地域には愛着も生まれえない。
- (4) これに反して、旧来の農村・漁村地区では、「老人－大人－子供」が今もなお（減少しつつあるとはいえ）共に暮らし、伝統的な祭りや宗教行事に参加し、その中で民主主義・他者への理解も形成され、文化も継承されて行く。その地域共同体の生活に今も組み込まれているのが浄土真宗である。
- (5) 現代において人間は、生活を行うためにどのような職業に就いていようとも、「無意識的」であれ、「意識的」であれ、地域共同体に暮らしていることは事実である。日常的には、自分の「仕事」にさく時間が非常に大きいため、またその優先順位が高いため、「共同体」との直接的関わりは軽視されがちである。しかしながら、「冠婚・葬・祭・火災・天災」は歴史の変遷の中で、形骸化・外注化されつつも、それらへの「共同体的参加」が構成員に求められる。これらへの主体的参加は構成員に、自己中心主義のむなしさと他者との連帯の必要性、社会的地位を基準とはしない構成員の平等性を身をもって教えてくれる。祭りへの参加によって、地域文化の生きた意味を知ることができるし、また葬儀への参加によって、人間の生きることの意味の問い直しを考えることにもなる。また、地域共同体全体が、一方的な「区画整理」や生活・生命に危機を及ぼす施設建設に直面した時、自ら守るべき共同体の価値の客観化や、連帯を高める思想的紐帯の必要性が生まれてくる。
- (6) 数百年続く富田の地域共同体の紐帯は、歴史的に形成された浄土真宗の価値観と民主主義であり、それが日常生活の中におり込まれていたのであろう。そのため、問題が起こった時、自ら主体的に生きる事を要請された時、現実的力となったのであろう。「土着文化」が民主主義・ヒューマニズムと融合する時、地域共同体は再生するよう思われる。このようにして、共同体がよみがえる時、それぞれ個性を持ちつつ横の連帯を広げ、その力が一方的な近代の「国家－個人」的支配の枠組みを変える力になりうるよう思われる。

## < わたしたち地域住民の諸要求について >

高層マンション近隣住民の会

1996. 8. 29

### (1) 風害（ビル風）についての要求

- 1・風害に対しては、事前に第三者機関による近隣地区の建物の現状調査（含写真撮影）を行ない、その現状に対して、他地域よりひどい被害が発生した場合は、トウメイハウスにおいて全面的に被害の全額補償をおこなう。被害が起こった場合の補償については、事前に相当額をトウメイハウスにおいて準備すること。
- 2・マンション建設に伴うビル風に対しては、模型を作成し、風の通り方、風速の実験を、台風時、四季の風に分けて16方向から行ない、データを住民に明示すること。
- 3・ビル風の計算の前提は、少くとも過去50年間に於いて富田地域に吹いた最大風速を基礎にすること。ビル風被害の判断は「可能性の疎明」によるものとする。

### (2) 雨水についての要求

- 1・大雨（集中豪雨・台風時）の雨量がどれほどであるか、その場合建設予定マンションによってどれだけの雨水が生じるか、何パーセントが地下にしみ込み、側溝にどれだけ流れ込むか、それによって、近隣地帯がどうなるのかのデータを提示すること。また、具体的な雨水対策を明示すること。

### (3) 建築予定地の地盤調査の要求

- 1・建築予定地の地盤沈下の測定を事前に行なうこと。
  - ・建築予定地のボーリング調査をおこなう。
- 2・もし、地下にメタンガス等があれば大惨事につながるので、事前に建築予定地を調査し、結果を公表すること。
- 3・直下型地震に対する耐震構造の計算方式を明示すること、また、どれくらいの強度割増をするのかを明示すること。

### (4) 駐車場等についての要求

- 1・34台の自動車と同時にエンジンを数分間ふかしたときの排気ガス・騒音のデータを提示し、窒素酸化物・イオウ酸化物がどれだけ増加するのかを明示すること。またその防止対策を具体的図面で示すこと。
- 2・駐車場の車の熱反射、太陽光線による光り反射、夜間のヘッドライト反射による隣接家屋に対する防止策を具体的に示すこと。
- 3・家屋隣接の駐車場問題解決のため、地下駐車場等、別途具体的対策を実現すること。
- 4・一家に複数台数の車が常識化している現在、あふれる車をどうするのか、朝晩の通勤帰宅の道路混雑改善策は何かを明示すること。

(5) マンション建築工事にともなう生じる問題改善の要求

- 1・最低、マンション予定敷地境界から100メートル以内の住民の希望者全員の事前、中間の健康診断（第三者機関の診断、経費はトウメイハウスが支払う）を行ない、工事期間中に異常が見られる場合には治療費全額を トウメイハウス側が支払うものとする。
- 2・マンション建築予定地にどれだけの深さの穴を掘るのか、それによってどれだけの沈下予測があるのかを事前調査によって明示し、60メートル以内の家屋・建築物を第三者機関が事前調査し、工事中に不同沈下による異常（建築物の傾斜・崩壊、瓦の落下、壁の崩れやひびわれ、戸・扉の異常など）が生じた場合は、修理費用の全額をトウメイハウス側が支払うものとする。また、地下水についても、同様の対応をすること。
- 3・工事は、住民の人間の文化的生活をを守るため、土曜日・日曜日・祝日・休日は休みとし、準備あと片付けを含めて平日も9時から5時までに限定する。（これは地域に住んでいる住民の年齢構成・健康状態から考えて当然のことである）

(6) 工事期間中の車両運行等に関する要求

- 1・工事期間中、道路の渋滞騒音を避けるための具体的な対応策を地域住民に明示すること、「ミキサ車」等工事のための車両は必ず工事敷地内に駐留させること、工事用車両の通行に関しては幼児・児童の通学・下校時は安全管理上、避けること。

(7) プライバシー保護についての要求

- 1・正泉寺、鳥出神社側の窓には、すべての階の窓に「磨りガラス（曇りガラス）」の目隠しを設置するばかりでなく（富州原住吉町ライオンズマンション参考）、プライバシーが侵害されるおそれのある他の窓にも同様な処置を行なう。

(8) 電波障害についての要求

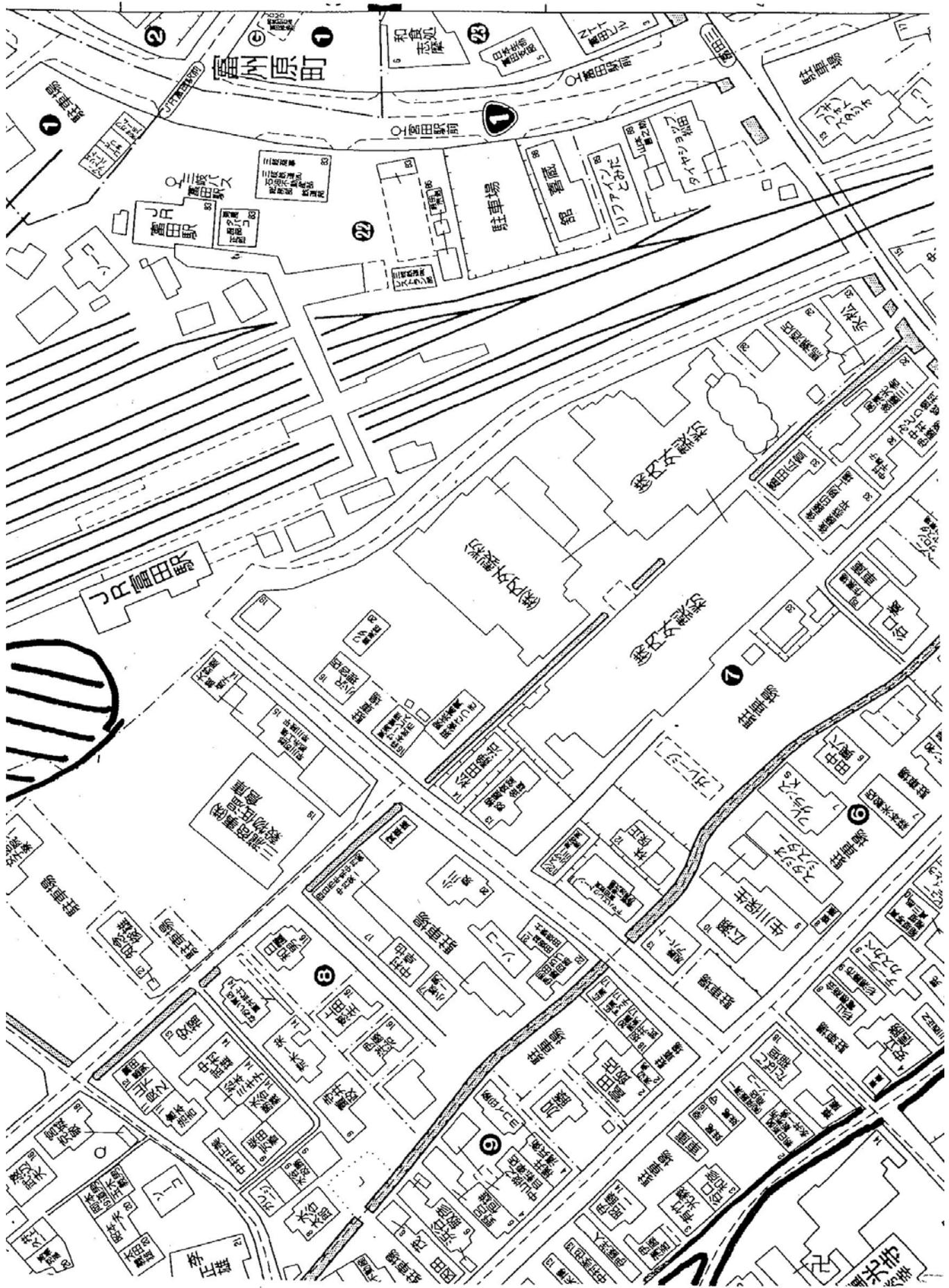
- 1・衛星放送の電波障害は、これを完全にトウメイハウスが補償すること。

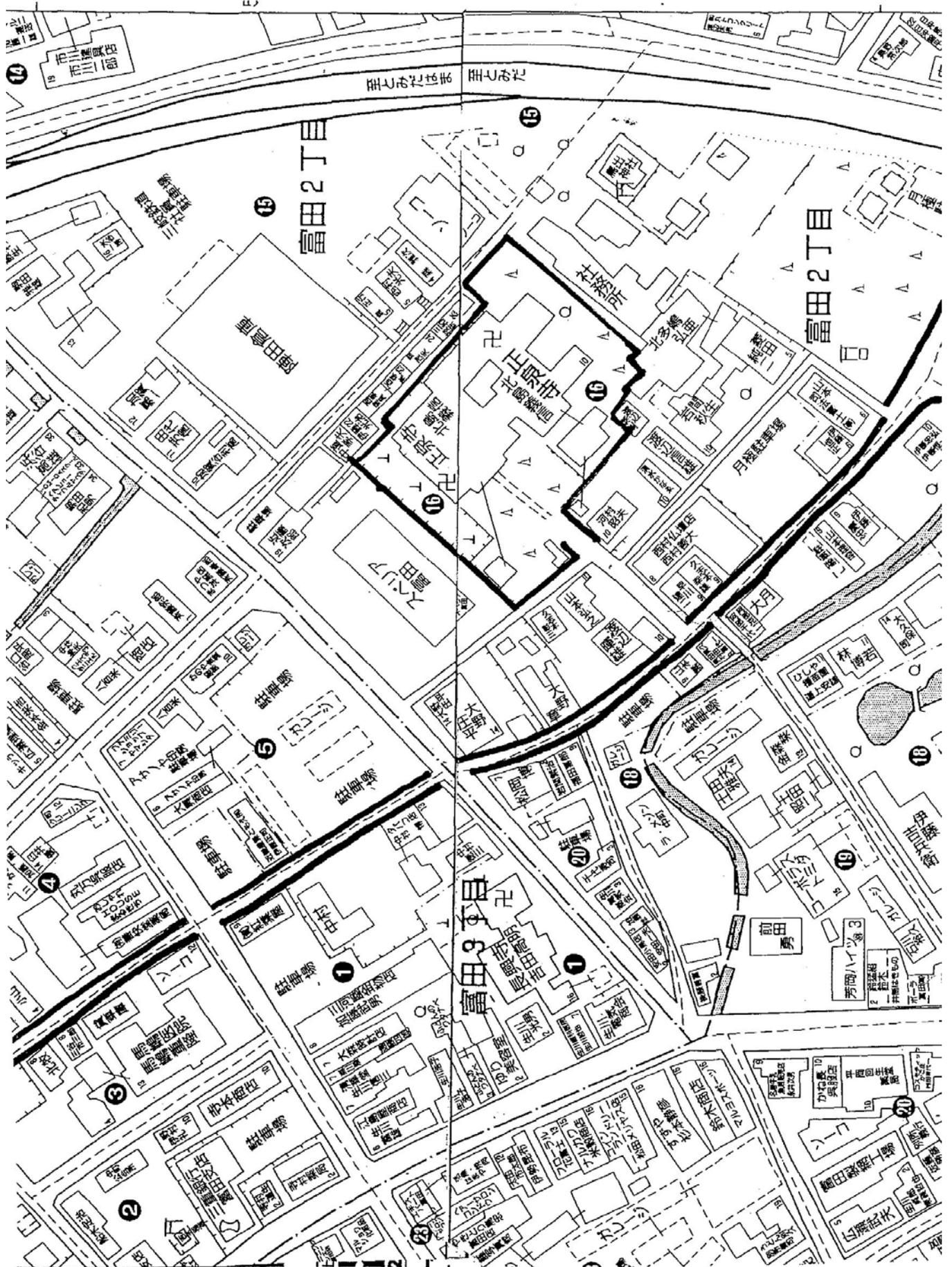
(9) 日照権についての要求

- 1・基準をクリアーしておればよいというのではなく、冬至、夏至、春分、秋分、立春の日影の状態、地盤の影・2階の影、カベ面の影を、模型をつかって説明すること。半天空図、法定日影図を提示すること。

(10) マンション分譲後の責任についての要求

- 1・マンション全体に係る問題（区画整理、20m道路問題等）の対応は、個々の居住者・管理会社にあるのではなく、トウメイハウスおよび関連会社にあるものとし、分譲後も永久に責任をもつこと。





## 2) 講演(岡田知弘氏/京都大学教授) 四日市の都市形成史とコンビナート・公害

始に

『四日市市史』編纂事業に参加して 近代、現代の産業・地域開発史分野を担当  
今日の報告のねらい 【なぜ四日市でコンビナート公害が起きたのか】

その歴史的条件を四日市の都市形成のあり方から照らし出すこと

とりわけ、臨海工業地帯造成・企業誘致・初期公害の「解決」形態を切り口に  
報告者の都市形成史の見方 = 「ある時代の都市の空間構造や社会的関係は、その時代の  
主導産業の資本蓄積に特有な物質代謝過程に規定されて、形成される」

【物質代謝過程 = 資本が商品生産に必要な生産手段や労働力を購入し、生産を行い、  
生産物と廃棄物を生み出す資本蓄積の素材的な過程】空間構造の骨格としての社会資本】

宿場町から工業都市へ

- 1) 四日市における企業勃興 1870年代(明治10年代) 名望家資本の登場  
伊藤小左衛門(5世) 四郷村の豪農 味噌醤油に加え、開港後、製茶、製糸業に進出  
伊藤伝七(9世、10世) 四郷村の豪農 酒造に加え、綿糸紡績に進出 三重紡績所  
水車、士族子女の使用 失敗  
九鬼紋七(7世、8世) 四日市の豪商&巨大地主 肥料商人、製油業、副戸長格  
稲葉三右衛門 四日市の回船問屋 戸長格 四日市築港 和船から汽船の時代へ
- 2) 三重紡績株式会社の創設と地域資本の結集  
三重紡績株式会社 伊藤伝七が渋沢栄一の支援を得ながら1886年創立  
関連会社の派生 三重鉄工、三重製網、四日市煉瓦製造、日本土木、四日市製紙等  
地域共同会社の連続的設立(1980年代末~90年代)  
関西鉄道会社、四日市米穀取引所、四日市倉庫、四日市銀行、四日市電灯、四日市瓦斯  
名望家資本の結集点 = 四日市商業会議所設立(1893) 四日市町の豪商 + 両伊藤(四郷)  
商業会議所の最大の要求項目 = 四日市港の修築と外国貿易港指定  
ボンベイ航路、米国航路開設要求 + 綿糸輸出・綿花輸入、大豆・製油原料輸入促進
- 3) 四日市市制施行と築港事業  
市制施行(1897年 = M30年)と最大の行政課題 = 築港

四日市商業会議所（九鬼会頭）も、築港は四日市の「死活問題」とする 名古屋港の築港事業開始による危機感 名望家による四日市市政の寡占的支配体制（参事会制度）

1905 年、福井市長による「四大事業」（阿瀬地川開鑿、堀川浚渫、海面浚渫埋立、諏訪前道路改修 = 四日市港修築周辺事業）実施表明

1908 年、三重県会も「四日市港修築に関し国庫補助を仰ぐの意見書」採択

1915 年に国庫補助金（補助率 5 割）実現 県は埋立地の売却による資金調達狙う

四日市港利用財界人による「四日市築港利用会」（伊藤伝七が主唱）の設立（1915 年）

#### 名望家支配の崩壊と大四日市構想・塩浜問題の惹起

##### 1) 市是調査委員会での異変（1922 年）

市是調査委員会 1916 年設置の「市将来の改善発達を期する調査機関」

「元老」 = 「市内の財閥」排除 すべて市会議員から選出し「公民」枠を外す

##### 2) 背景としての名望家支配体制の崩壊 1920 年代前半

三重紡績が大阪紡績と合併し、東洋紡績に。本社と伊藤伝七の大阪への移転・転出  
四日市市は分工場都市に転落（1920 年）

地域共同会社も合併による独占体の形成のなかで、四日市から本社機能を移転

関西鉄道 国有化、四日市電灯 北勢電気 東邦電力

地域性の強い四日市銀行、四日市倉庫における経営者の新旧交代 新実業者層の台頭

伊藤小左衛門による破綻 熊沢一衛頭取（伊勢電等を統合して「三重の鉄道王」に）

四日市倉庫も熊沢の手に。榎並昶夫を野村銀行から引き抜く

##### 3) 新・市是調査委員会での「大四日市構想」（1922 年）

市当局の理想案 = 「三重郡塩浜、日永、常磐、海蔵、羽津、富田、富州原の各村を併呑し、現在の市内全部を商業地帯に、又三滝川より富田町に至る海岸線を工業地帯に、又西新地の東端から東部一帯を住宅地」とする計画

名古屋港に追い抜かれた輸出入額 1921 年に総輸出入額、23 年には輸入額で。

四日市港の貿易構造 輸入への偏重（1920 年の輸入額 7334 万円 輸出額 234 万円）

後背地に東洋紡績の工場のほかには、肥料、製油、万古焼の地場産業しかなかった

築港工事の完成による埋立地売買の必要性

第 1 号埋立地（1917 年、末広町）第 2 号埋立地（1925 年、千歳町）第 3 号埋立地（1928 年、後の石原町）の順次整備 不況下で売れず

##### 4) 浅野資本の進出構想と塩浜の土地争議・合併反対運動

東京湾埋立会社（浅野資本）による塩浜旭地区での公有水面及び水田・養魚地埋立計画

浅野セメント石灰岩（藤原）の出荷港 + 埋立による工場用地分譲

塩浜旭地区の地主（九鬼家と諸戸家の共同所有地）からの懇願（経営危機による整理）

小作人の反発と小作争議の勃発 当初は立ち退き料割増し要求 永小作権確認訴訟

四日市への合併反対闘争へ（1929年） 三重県への陳情、児童の同盟休校、「暴力事件」

合併反対の請願署名が716戸中414戸に 村会では7対5で合併賛成派が上回る  
浅野資本による大開発構想の頓挫 土地問題の解決は1930年代末まで持ち越される

#### 工場誘致運動と臨海工業地帯の形成

##### 1) 四日市倉庫（熊沢・榎並）による工場誘致活動

「顧客の創造」論 = 工場誘致による倉庫需要の創出

築港第1号地にある払下げ地の活用

最初の誘致例 = 蒲田調帯（大川系、コンベアー・ベルト製造、合併会社）

2号埋立地の取得・造成・売買のため「四日市臨港株式会社」設立

##### 2) 四日市市の工場誘致活動

東洋毛糸紡績工場（塩浜馳出地区）の誘致成功（1932年）

市は、基本財産を処分して用地費の半分を補助したほかインフラ整備の優遇措置

官民あげての豪州航路復活運動と相次ぐ羊毛工場の立地（1930年代前半）

中央毛糸桶工場、東洋毛糸桶工場、三重製絨所、東洋モスリン

羊毛工場用洗剤メーカーの第一工業製薬の第2号埋立地への誘致

##### 3) 財政危機下の「地域開発同盟」の結成と吉田勝太郎市長（8代）の誕生

1934年吉田勝太郎（元岐阜県知事）市長の就任 35年「工場誘致委員会設置」

1935年、日本板硝子の工場誘致成功

企業誘致をアピールするために千歳町で「国産振興四日市大博覧会」開催（36年）

「重要臨海工業地帯選定方」を陳情するとともに、市長と榎並が、日立製作所、八幡製鉄所、川崎造船所、石原産業等を歴訪して工場誘致運動を行う

四日市港第3期工事の「原因ともなり又結果ともなる」のが工場誘致（市会答弁）

吉田市長の重工業誘致論（「伊勢新聞」1938.1.22付）

「四日市市の一大理想である、3年計画の人口10万人造成 - これは決して夢でも空中楼阁でもありませんヨ。重工業会社を一つ二つ誘致すればいっぺんに出来上がりますヨ。今までの四日市としては宣伝の必要上から工場なれば繊維工業でも

何でも御座れでしたが、これからは重工業でなければなりません。繊維工業は主として女工さん相手ですから勢ひ寄宿舍生活となり人口の増加は大した効果をなしません。重工業ですと相手は男工ですから男工が来れば一家族が引っ越して来ます。(中略)工場誘致は誘致する方でも相手を選りますヨ。私は重工業一本調子です。」 吉田市長は戦後再登場(1955年)

#### 4) 石原産業の立地決定と塩浜土地問題の解決手段 = 「四日市築港株式会社」

石原産業の塩浜地区進出の決定(1937年) ただし、浅野所有の第3号埋立地と塩浜土地争議係争地の買収が前提

解決手段として九鬼・諸戸両家が、地元による地域開発会社設立を提案

両家が現物出資し、石原産業、地元資本が出資するとともに、四日市市が補助金を出すことで四日市築港株式会社を設立(1938年) 社長・11世伊藤伝七、専務・榎並。

1938年12月、小作権料の支払いによる土地問題の解決

塩浜への東邦重工業(1939年)、海軍第二燃料廠(同年)の連続立地

#### 5) 臨海工業地帯の玉突き的拡張

四日市築港が、手持ちの土地(塩浜地区)を販売しつくしたため、次なる事業用地確保のため四日市市新築・寅高入地先埋立地を造成、大協石油を誘致(1940年)

午起地先埋立地への浦賀船渠の誘致(1942年)

三重県の公有水面埋立計画の樹立と政府・土木会議での承認(1940年)

午起、霞ヶ浦、富田、富州原、朝明に至る海岸線を80万坪埋立て、臨海工業地帯造成

戦後の第1コンビナート、第2コンビナート、第3コンビナートの輪郭が形成される

#### 初期公害とその「解決」形態

##### 1) 東洋毛糸紡績による漁業被害問題の発生(1932年)

市会での質疑から

【質問】「工業用の薬品によりまして排水する場合、川下に至り魚介類に弊害があるかどうか、研究せられたかどうか」

【答弁 = 市技師】「魚介類に付きまして私の聞き及んでいる範囲では弊害はないそうです。(中略)1ヵ月位は影響はあるが、ぢきに魚類も馴れて来ると会社のものが話していた」

漁業被害の拡大と磯津漁業組合による市当局・会社への補償要求、県への調査要求 県水産試験場の調査結果「某工場の排泄污水が稍有害と認められる」

「断固として排泄污水の浄化設備を命ずる」(1936年)

ただし、それは「工場誘致による『工業三重』躍進方策の障害となっている」「漁業

組合との紛争の原因を根本的に解消せしめ、工場誘致上の懸念を一掃するためのもの」

2) 「解決」形態としての損害賠償

塩浜旭地区総代及び関係漁業組合による四日市市長に対する損害賠償請求訴訟へ  
1937年、四日市市は東洋毛糸からの寄付金と合わせて、合計2500円を補助金名目で漁業組合に支払うことで事態収拾に乗り出す。磯津漁業組合は合意。

四日市漁業組合は反発して訴訟に踏み切るが、1940年石原産業関係の漁業権補償と抱き合わせで補償額を上積みすることで決着をみる

ただし、「今後漁業被害については一切補償を求めぬ」こと、「この条項は単に石原のみでなくその他の工場にも適用される」という契約が結ばれる

水質汚染自体の解決は図られることなく金銭で処理。同時に将来にわたる請求権を放棄

おわりに

戦後の「コンビナート誘致 四日市公害」につながる歴史的規定性

都市形成史と公害発生メカニズムの総合的把握の必要性

歴史的史料の保存・利用については、公害史料だけでなく地域史料も一体とすべき

3) ミニ報告（山岸聡氏 / 介護・高齢福祉課）

（省略）

4) ミニ報告（柳川平和氏 / 「高松干潟を守ろう会」代表）

（省略）